

# 歴史的公園の文化財的価値と現在価値の関係についての調査研究

大阪芸術大学 建築学科 准教授 浦崎真一

## 1. 研究背景と目的

わが国の文化財のうち、名勝、文化的景観、登録記念物（名勝地関係）が環境デザインやランドスケープ分野の主な対象となっている。国の登録有形文化財は建造後 50 年以上が基準とされ、名勝でも近代以降の登録が進められている。公園に目を向けると、制度創設から 150 年以上が経過し、歴史的価値を有する「歴史的公園」としての認識が高まりつつある。一方で、公園は現在も市民生活において利用される生きた空間であり、時代のニーズに応じた更新、すなわち歴史的価値を保持しつつ現代的利用に応える文化財と生活空間の両立が求められる。

現在、名勝として指定された公園等は 14 か所、登録文化財（名勝地関係）として登録された公園等は 14 か所あり、いずれも現役の公園として利用されている。これらは指定・登録時に評価された景観的・歴史的価値を維持しながら、現代の利用に合わせた整備が行われていると考えられる。文化財的価値の継承と利用実態を整理することは、歴史的価値と現代的価値の親和性を把握し、両立の可能性を検討する上で重要である。また、今後増加が見込まれる開園 50 年以上の公園のリニューアルにおいて、残すべき価値の明確化や将来の価値形成につながる視点の提示も重要である。

本研究は、歴史的公園が有する文化財としての価値と、現代生活に根ざした生きた空間としての価値を整理し、その両立に向けた空間デザインの視点を明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究方法

本研究では、名勝や登録記念物として指定・登録された公園を対象に、文献調査と現地調査を通じて空間構成や利用の変遷を整理し、指定・登録理由として示された価値がどのように継承されているかを調査した。まず、名勝等に指定・登録された公園について基礎情報と文化財的価値の視点を文献から整理し、そのうち白山公園、鞆公園の現況調査を行った。これらの結果を踏まえ、歴史的公園における「不易」としての文化財的価値と、市民ニーズに応じて変化する「流行」としての利用価値の両立可能性を検討し、生きた文化財として持続するための価値の方向性を考察した。

## 3. 調査とサイト価値の検討

### 1) 歴史的公園基礎調査

歴史的公園としてまず挙げられるものは、1873 年の太政官達第 16 号に基づき選定された全国 80 か所余りの公園である。現在名勝地として指定・登録されている公園のうち、これにあたるものは指定 5 か所、登録 3 か所であった。このうち名勝指定の最初は 1922 年の奈良公園、名勝地登録の最初は 2004 年に制度ができたのちの 2006 年の函館公園である。

指定は戦後長らく途絶えていたが、登録制度の創設とともに 2004 年以降 10 年間にわたり順次指定・登録

が進められてきた。以降しばらく間を空け、近年では 2018 年に白山公園、2020 年に哲学堂公園が指定されている。登録においては自治体の偏りも大きく、自治体方針も歴史的公園の価値認識に関わることが窺われる。

名勝の価値はすぐれた国土美として欠くことができないもので、人文的名勝においては芸術的あるいは学術的価値の高いものとされている。更新されていく公園において芸術的、学術的価値を担保すること、保護対象となれば変えられない原則という二面性の両立が、指定を進めるための要点と考えられる。

### 2) 歴史的公園現況調査

#### 白山公園

白山公園はわが国最初の公園のひとつであり、新潟県令楠本正隆により 1872 年に公園化が進められ、1873 年に太政官公園となった。先述のとおり 2018 年に名勝に指定されている。本公園の歴史的公園としての価値は、明治初期の造成から空間構成を大きく変えることなく現在まで維持されていることとされる。具体的には、蓮池と瓢箪池を中心に回遊できる基本構成、美由岐賀岡と呼ばれる築山など基本的な地割りがそのまま残っていることに価値が見いだされている。

#### 鞆公園

鞆公園は白山公園と同じくわが国最初の公園のひとつであり、巖島公園とともに太政官公園となった。公園となった当初は鞆公園の名称ではなく仙酔島とされ、1925 年の名勝指定時に鞆公園の名称が用いられている。1934 年には最初の国立公園のひとつとなる。名勝指定における価値は、美林や奇岩などの景観とともに、島内の人工物もその要素とされ、特に 1873 年以来公園として遊観に供されていた特殊性が評価されている。

### 3) 歴史的公園の価値の「不易流行」検討

東遊園地（登録）は 2023 年にリニューアルされ、これまでも各時代に整備が蓄積されてきた。1889 年からつくられた坂本町公園も 2021 年にリニューアルされたが、当初の設計はなく場所と名称、公園としての存在が継承される。日比谷公園の再整備計画では空間計画に歴史性の継承を掲げている。都市公園は時代のニーズに合わせて変換することが「流行」と言え、歴史的なレイアウトの継承を「不易」とする公園が少なくない。

## 4. 歴史的公園の文化財的価値と現在価値

都市公園法は都市公園を廃止することを禁じている。文化財保護法は文化財を保護するが、無くなることのない都市公園を保護することにおいて、守るべき歴史的公園たる所以は何か。都市公園は使われること、そのために変換することに存在意義がある。芸術的価値で評価される審美性、学術的価値で評価される歴史性・文化性を継承しつつ、変化するリビングヘリテージとしての公園を継承することが求められる。